様式第83号(第236条関係)

行政財産目的外使用許可書

第 　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

三股町長　　　　　　　　印

　　　　年　　月　　日付けで申請のあった行政財産の使用について、地方自治法第238条の4の規定に基づき、下記の条件を付して許可します。

記

　1　使用財産の表示

　　(1)　名称

　　(2)　位置

　　(3)　種別

　　(4)　面積

　2　使用目的

　3　使用料

　4　使用期間　　　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで

　5　使用上の制限

使用財産を第三者に使用させ、又は改造してはならない。ただし、町長の許可を受けた場合は、この限りでない。

　6　損害賠償

使用者の責めに帰する事由により、使用財産若しくは隣接する私有財産を滅失し、若しくはき損し、又は第三者に損害を与えたときは、使用者はその損害を賠償しなければならない。

　7　光熱水費

使用財産に附帯する電気及び水道等の使用に必要な経費については、使用者において負担しなければならない。ただし、町長が認めた場合は、この限りでない。

　8　許可の取消又は変更

次の各号に該当するときは、許可を取り消し、又は変更することができる。

　　(1)　使用許可財産を公用又は公共の用に供するため必要とするとき。

　　(2)　使用者が許可条件に違反したとき。

　9　原状回復

使用期間が満了したとき、又は前項の規定により許可を取り消し、又は変更したときは、使用者は使用財産を原状に復して直ちに返還しなければならない。

　10　損失補償

　　　許可の取消又は変更によって生じた損失について、町は、これを補償しない。

　11　その他

　　　この許可書に定めるもののほか、必要な事項について使用者は、町長の指示に従わなければならない。

　　この処分について不服があるときは、地方自治法第238条の7及び行政不服審査法の定めるところにより、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に町長に対して、書面で異議申立てをすることができます。